過激運動取締と法曹反對

辯護士の團體たる彌生會、緣新會、大正緣會、八九會中の新人に依て組織されたる自由法曹團五十餘名は五日夜日比谷陶々亭に會合し今次政府が議會に提出し目下貴族院に於て審議中の過激社會運動取締法案に付意見を戰はした結果滿場一致左の決議を可決した

過激社會運動取締法案は政府が法律に藉口しクーデターを行ひ文化の本義に逆行し却て暴力革命を招來するものなり況んや法文の粗笨杜撰の甚しきをや

本會は斷じて本案の否決を期す

尚實行委員牧野、吉岡、宮澤、田坂、松谷、谷の各辯護士は六日正午貴衆兩院議長を訪ふて前記決議案を交付し交々意見を陳述し引取つた

名古屋線附近 不穩文書 電柱に貼付す

[illegible]日本全國に亙り[illegible]不穩文書[illegible]犯人は[illegible]めとして各[illegible]部の[illegible]がある五日夜またく名古屋市西區笹島町名古屋驛附近から同區下日置町附近の勞働者の集合する淋路一帶の電柱に百數十枚の名[illegible]不穩文書を貼付したものがあるのを六日午前六時巡視中の笹島署員が發見し愛知縣高等課と協力嚴重警戒し目下犯人搜查中であるが該不穩文書は昨年大杉一派が秘密で印刷したものと同一のものであると(名古屋)

文化の本義に逆行する暴案

と社會運動取締りに 若手辯護士連の奮起

自由法曹團

辯護士の團體である彌生會、緣新會、大正緣會、八九會中の新人に依つて組織された自由法曹團五十餘名は

五日夜 日比谷陶々亭にて會合の結果政府が本會議に提出した過激社會運動取締法案が目下貴族院に審議中なるに對し種々

意見の 交換を遂した後滿場一致左の決議を可決した

決議

過激社會運動取締法案は政府が法律に藉せるクーデターを行ひ文化の本義に逆行し却て暴力革命を招致するものなり況んや法文の粗笨杜撰の甚しきをや

本會は斷じて本案の否決を期す

右決議す

尚ほ右の**實行委**員である牧野、吉岡、宮澤、田坂、松谷、谷の各辯護士は六日正午貴衆兩院議長を訪ふて前記の決議書を交付し交々意見を陳述して午後一時引取つた

過激社會運動取締法案に就て(一)

法學博士 末弘嚴太郎

今回政府は過激社會運動取締法案なるものを制定せんとし先づ之れを貴族院に提出して目下其審議中である。私は[illegible]四の見地より見てその非なるを論じ、到底政府の所期せる効果を擧げ得ざるのみか却つて反動運動が恐るべきものあるを說かうと思ふ。

本論に入るに先だち本法制定の裏面を物語る一の面白い挿話を御傳へしたい。それは數日前本案が議會に提出された時の事であるが、實に機敏なのに驚いた事は其翌日早速內務省の或役人が私を訪ねて來た。私が本案に對して何う思つて居るか、私が何う云ふだらうと怖がつて探りに來たのであらう。「今度此法案が提出になつたが大分世間では非難があるやうである。實は私は本案に反對であるが貴方の意見は何うであるか」と頻に探りを入れる。其時私はそこで其役人に「斯くの如き法案を出す精神其ものが不可い、何う直したら可いとか、直すとか云ふ事は殆ど問題にならない、其精神を回して來い」と云つたのである。私は警察と云ふものは讀心術を心得て居るかと思ふ程機敏だと感じたのである。それと同時に自信のない法律を拵へて我々に何う思ふかとは何事であるか、その意を解するに苦しんだ様な譯であつた。

茲に斯か此問題に就いて私の所感を述べて見たいと思ふ。それは先づ第一に本案は道德的の見地から見て極めて不穩當のものであり、次に功利的見地から見て亦惡なるものであり、更に立法政策的見地から云つて此法律は實に滅茶々々なるものである。終りにそれを作る精神が行政政策の上から見て誠に當を得ざるものであると云ふ此四つの見地から申述べたいと思ふ。

先づ第一に道德的見地からの議論であるが、兎角人間と云ふものは自分の力が付いて來ると力を頼んで無理なことをするものである。此力で何でも出來ると思ふものである。所が我々人間の歷史を見ると、力で以て何處迄もやり得るやうに見ゆるが、人間が耐へ得る處の境を越ゆると力は全く駄目になる事を知る。人間には耐へ得べき限度がある。無力の如く見れて居た柔順なものが忽ち反對に力の壓迫を倒すと云ふとは明かに我々の歷史が證明して居る。又我々はそんなに記憶が好くなくとも昨年秋に財界の一大勢力であつたが力の爲めに倒された人や又政治上に於て此人の力には到底敵はないと思はれた其人が力の爲めに倒れたのである。一語すらも發せずに倒れざるを得なかつたのである。斯くの如く立派な歷史が之を物語つて居る。此明瞭な事實を歷史が教へて居るにも拘らず、之を忘れ、近時の政府者流は力を以て何事も爲さんと考へて居るのである。力を頼んだ人間は恐るべきもので終には力を以て人間の思想をすら壓へ得ると考へるやうになる。此が思想も下らぬ思想なら兎に角我々の此解放の思想即ち法律上經濟上若くは社會上人間らしく取扱はれて居ない人間が何うかして自分も人間の恰好に生れた以上法律上、經濟上、社會上人間として取扱はれたいと云ふことを希望する、其の熱心なる思想は實に否定すべからざる力強き思想である。而して此解放の思想と之れに對する今迄の特權階級の壓迫、其二つの者の爭鬪の記錄が即ち我々の歷史の全體だと云ふことが出來る程である。如何に人間の力を以てしても斯くの如き思想迄は到底抑壓し得るものではない。今迄一國、幾多の人間は力を以て壓迫しようとしたけれどもそれは暴動乃至革命を喚起したばかりで何等の効果なくして今日に至つたのである。それで此解放の思想は實に今日の日本國內の下層階級の人間だけが抱いて居るのではない。現に此の法案を出し此法案を審査して居る處の人々は今から三年前に世界に向つて何んな大きな聲を出したか、即ち巴里講和會議に際して日本人は人種平等を叫んだではないか、人種の平等とは何であるか、或者は優越であつてこそれだけが本當の人間らしい取扱を受けて人間の顏をして居る。之に反して有色人種は人間らしい取扱を受けて居ない、私も何うか人並の取扱をして貰ひたいと云ふのである。其所は今國內に於て多數の人間がどうか私も政治上人並に取扱つて貰ひたいと云つて普通選擧法の施行を希つて居る。又女も私も人並に政談演說が聽きたいから聽かせて呉れと云つて願出る。又勞働者は自分も何うか經濟上人並の生活が出來るやうにして貰ひたいと願つて居るのに、多數の力を恃んで此普通選擧法の要望を壓迫し又婦人が政治上の集會に出ることを壓迫し又勞働者の如きは罪人扱にして壓迫らうとばかりして居る。內に向つて斯くの如く「人になりたい、人になりたい」と云つて出て來る所の如何にも人間當然の要求を抑壓して置き乍ら外に對しては「人になりたい、人になりたい」と叫んで居るそんなものを外國のものが聞き入れて呉れると思ふのは甚だ間違つたことはない。私は斯くの如く人になりたいと云ふことは人間として尤もな希望だと思ふ。只實際政治家としては一時に急激に之を容れることは出來まいが、其時に對する彼等の態度は何うあるべきかと云ふに「實際人間として生れた以上人となりたいのは當然である。だし今日直ぐにと云ふ譯には行かない何うか頼むからもう少し我慢して呉れ」と云つて心の中に涙を流しても願ひすべきである。然るに今日新政府の態度は今迄通り民衆に依る[illegible]普通選擧運動を取締つた所の政府は民衆を壓へ付け得たと信じて[illegible]を一匹買つて來てお祝の酒を飲んだと云ふではないか。此態度を藉るとは抑も何たる事であるか。私は今かう云ふ法案を提出した政府當局者に向つて、せめて心の中では涙を流してくれと熱望したいのである。然るに普通選擧運動を拒壓し得たからと云つて、祝盃を擧げるやうな思想を持つた彼等に果してそれだけの誠意と人間らしさがあるであらうか？これを疑はざるを得ないのである。